

月児及び3歳児健診時に実施する。

② 洗口事業については、新市の保育園、幼稚園へ実施に向けた啓発を行うものとする。

② 歯科保健教室については、内容等を検討し、合併までに調整する。

(4) 精神保健事業の相談事業については、関係機関と調整し泗水町の例により新市に引き継ぐ。

(5) 協議会等同趣旨のものについては、合併時に統合または再編できるよう関係団体等と調整に努める。

(6) 予防接種業務については、関係団体と協議しながら接種方法(集団・個別接種)、実施場所等合併までに調整するものとし、平成17年度から実施するものとする。

① 日本脳炎予防接種については、乳幼児期の対象年齢を生後6ヶ月〜90ヶ月として、菊池市、七城町、泗水町の例により、合併時統合して実施する。

② インフルエンザ予防接種については、65歳以上は、四市町村とも事務事業に差異がないため、そのまま新市に引き継ぎ、65歳未満については、自己負担額を1,500円として、合併時統合する。

③ 予防接種個別委託事務については、菊池市、七城町、旭志村、泗水町の例により現行のまま新市に引き継ぐ。

(7) 健康緊急体制については、新市において、健康危機管理体制を整備し、感染症対応マニュアル等を作成する。

母性及び乳幼児の健康保持及び増進に努めるべき責務を有すると規定されており、妊産婦、乳幼児に対する保健指導、健康診査等を実施すべく、関係機関等との連携を図りつつ、現行を基本とし、新市に引き継ぐ。

(9) 結核予防事務について市町村は、結核の予防及び結核患者の適正な医療に努めなければならないが、菊池市、七城町、旭志村、泗水町の例により合併時統合し新市に引き継ぐ。

(10) 献血事業関係について市町村は、献血に対する住民の理解を深めるとともに、献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講じなければならないが、関係団体と調整し新市に引き継ぐ。

32 **生活環境事業の取扱い**  
(1) ISO14001取得事業については、菊池市の例により、順次適用範囲を拡大していく。

(2) 環境保全組織等については、次のとおり調整する。  
① 菊池市生活環境委員、七城町衛生班長、旭志村環境美化推進員、泗水町廃棄物減量推進委員については、合併時、各行政区から1名選出した生活環境推進委員(仮称)を設置する。

② 菊池市、七城町、旭志村、泗水町の河川を美しくする条例を合併時統合し、水援隊員は、現況のまま新市に引き継ぐ。

(3) 防疫事業については、合併後当分の間、七城町、旭志村、泗水町の例により機械の貸し出しと薬剤の支給を継続する。

33 **ごみ収集(環境)事業関係事業の取扱い**  
(1) 一般廃棄物収集運搬業務、可燃ごみの処理、最終処分場関連事務事業、リサイクルプラザ、ごみ収集体制については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(2) 一般廃棄物収集運搬許可申請手続き事務事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、許可手数料については、泗水町の例による。なお、新市において一般廃棄物処理業等審査委員会(仮称)を設置し審査するものとする。

(3) ごみ袋・処理券販売事業については、次のとおりとする。  
① ごみ袋及び証紙の種類は、大と小の2種類とする。

② ごみ袋の種類、規格、形式・材質及び販売手数料については、合併までに統一する。  
③ ごみ袋の価格は、(大) 1冊10枚入り200円、(小) 1冊15枚入り200円とし、泗水町の粗大ごみの証紙の価格は、現行のまま新市に引き継ぐ。

④ 販売方法は、菊池市、七城町、旭志村、泗水町の体制を現行のまま新市に引き継ぐ。  
(4) 生ごみ処理容器購入費助成事業については、泗水町の例により補助率は、購入価格の2分の1以内で、生ごみ処理容器については3,000円を、電動式生ごみ

み処理容器については、20,000円を限度とし、合併時統合し平成17年度から実施する。

(5) ごみ収集所設置補助事業については、菊池市、泗水町の例により合併時再編し平成17年度から実施する。

(6) 集団資源ごみ回収助成事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後見直す。

### 34 **し尿処理の取扱い**

(1) 浄化槽清掃業許可申請手続き事務事業し尿の収集運搬許可申請手続き事務事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、許可手数料については泗水町の例による。なお、新市において一般廃棄物処理業等審査委員会(仮称)を設置し審査するものとする。

(2) し尿汲み取り料金、泗水町のし尿運搬補助金については、合併までに決定する。

### 35 **農林水産関係事業の取扱い**

農林水産関係の諸事業については、合併関係四市町村の重要な基幹産業であり、新市においても引き継ぎ、その振興を図るものである。

(1) 農業振興地域については、現行のとりとし、新市において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。  
(2) 農業経営改善支援センターについては、合併後速やかに設置する。

また、農業経営基盤強化促進事業に基づく利用権設定に伴う助成金については、合併後新たな制度を検討する。  
(3) 水田農業構造改革対策(転作)につい